

平成 22 年 5 月 21 日
職業安定局若年者雇用対策室
(担当・内線)
室長 田中 佐智子
室長補佐 生方 勝
(電話代表) 03-5253-1111(5332)
(夜間直通) 03-3597-0331
(F A X) 03-3502-0516

「新卒者体験雇用事業」の拡充について ～未就職卒業者のための「新卒者体験雇用事業」を拡充します～

厚生労働省では、卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(平成 22 年 3 月卒)の 1 日でも早い就職を実現するため、「新卒者体験雇用事業」を拡充することとしました。その概要は次のとおりです。

○ 事業概要

学卒未就職者を対象とした体験雇用(有期雇用)の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的として、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。

○ 対象者

卒業後も就職活動を継続中の大学生・高校生等(平成 22 年 3 月卒)
※ハローワークへの求職申し込みをしている方

○ 改正内容

- ①体験雇用の期間(現行は 1 か月)を最長 3 か月まで実施可能とする。
- ②新卒者体験奨励金(現行は 8 万円)を最大 16 万円支給する(最初の 1 か月は 8 万円、2 か月目及び 3 か月目は 1 か月につき 4 万円を支給)。

○ 改正の施行日

平成 22 年 6 月 7 日

新卒者体験雇用事業の見直し

新卒者体験雇用事業

(平成21年度第2次補正:制度要求、平成22年度予算額 3.7億円)

- 学卒未就職者を対象とした体験雇用（有期雇用）の機会を設けることにより、未就職卒業者の希望職種の選択肢を広げるとともに、求職者と事業主の相互理解を深め、その後の正規雇用への移行を促進することを目的として、新卒者体験雇用奨励金を事業主に支給。
- 対象者：卒業後も就職活動を継続中の大学生、高校生等（平成22年3月卒）
 - ※ ハローワークへの求職申込みをしている者
 - ※ 体験雇用の開始日は卒業日の翌日以降
- 事業実施期間：平成22年度限りの時限措置

改正内容

| | 体験雇用期間 | 支給額 | イメージ |
|-----|-----------|--|--|
| 改正後 | 1か月～最長3か月 | 体験雇用期間に応じて対象者1人につき、 <u>最大16万円</u> ※最初の1か月は月額8万円、 <u>2か月目、3か月目は月額4万円</u> | <p>体験雇用開始</p> <p>事業主に月8万円支給</p> <p>事業主に月4万円支給</p> <p>事業主に月4万円支給</p> <p>期間の定めのない雇用</p> <p>有期雇用契約(1か月～最長3か月)</p> <p>改めて正規雇用契約を締結</p> <p>正規雇用契約</p> |
| 改正前 | 1か月 | 月額8万円 | <p>体験雇用開始</p> <p>事業主に月8万円支給</p> <p>期間の定めのない雇用</p> <p>有期雇用契約(1か月)</p> <p>改めて正規雇用契約を締結</p> <p>正規雇用契約</p> |